

船舶事故調査報告書

令和7年8月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年12月16日 10時20分頃
発生場所	明石海峡西方沖 林崎港5号防波堤灯台から真方位234°4.3海里付近 (概位 北緯34°36.1′ 東経134°53.7′)
事故の概要	遊漁船愁輝丸は、北東進中、また、プレジャーボートDelfiho IIは、船首を北東方に向けて漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和7年1月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 愁輝丸、4.8トン 270-39911兵庫、個人所有 B プレジャーボート Delfiho II、5トン未満（長さ5.81m） 251-18561兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に破口を伴う凹損 B 左舷船尾部外板に破口、左舷ハンドレールの脱落、船外機に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m、潮汐 上げ潮の末期、潮流 南西流 約3ノット（kn）
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客11人を乗せて北東進中、B船と衝突した。 B 船は、船長Bが、1人で乗り組み、後部甲板で左舷側に竿を出し、船外機を微速力後進とし、船首を南東方に向けた状態で潮流により南西方に流されながら漂泊し、釣りを行っていた。 船長Bは、海中に投入していた仕掛けに魚が掛かったので、仕掛けを上げることとし、釣り糸が船外機のプロペラに絡まないよう、船外機を微速力後進から中立としたところ、北西からの風と南西に流れる潮流の影響により、B船の船首方向が南東から北東に変わった。 船長Bは、魚を甲板上に釣り上げたので、魚を仕掛けから外す前に周囲を確認しておこうと思い、他船の機関音が聞こえるよう船外機を停止して周囲を見渡したところ、B船の船尾方150m付近に、B船に向かって北東進するA船を認めた。 (図1及び図2 参照)

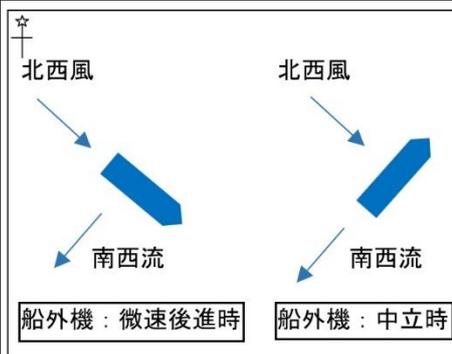


図1 B船の船首方向

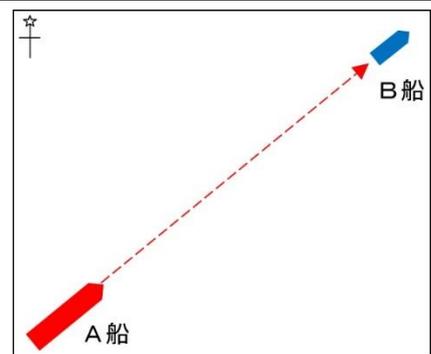


図2 衝突状況

船長Bは、ふだん本事故発生場所付近では、潮上りのため航行している船舶が漂流中の船舶を避けていたので、A船がB船を避けると思い、A船の動静監視を始めた。

船長Bは、船尾方を向いて立った姿勢でA船を監視していたところ、A船が同じ針路及び速力で、約30mの距離までB船に接近したので衝突の危険を感じ、大声を上げながら両手を振ったもののA船が接近を続けたので、救命胴衣を着用した状態で海中に飛び込んだ後、B船の左舷船尾部とA船の左舷船首部とが衝突した。

船長Bは、着用していた自動膨張式の救命胴衣が膨張した状態で海上に浮いていたところ、付近を航行していたプレジャーボートに救助され、B船は、同プレジャーボートの船長が行った118番通報によって現場に来援した巡視艇により、付近の漁港にえい航された。

B船には、電子ホーン及び救命胴衣の笛があったが、船長Bは、A船を初認した際、船長AがB船に気付いていると思ったので、電子ホーン等を使用しなかった。

**分析**

A船は、北東進中、B船と衝突したものと考えられるが、船長Aの見張り、操船及びA船がB船と衝突に至った状況については、船長Aから必要な情報が得られなかったことから、明らかにすることができなかった。

B船は、船首を北東に向けて船外機を停止した状態で漂流中、船長Bが、B船に向かって北東進するA船を認めた際、A船がB船を避けると思い、避航動作を取るのが遅れたことから、A船と衝突したものと考えられる。

船長Bは、ふだん本事故発生場所付近では、潮上りのため航行している船舶が漂流中の船舶を避けていたことから、A船がB船を避けると思ったものと考えられる。

**原因**

本事故は、A船が北東進中、B船が船首を北東に向けて漂流中、両船が衝突したものと考えられる。

**再発防止策**

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・船長は、漂流中に接近する他船を認めた場合、余裕のある時機に

	<p>有効な音響による信号を行うことができる手段で注意喚起を行い、更に他船が接近する場合は、機関を始動して移動するなど衝突を避けるための措置を採ること。</p>
--	--